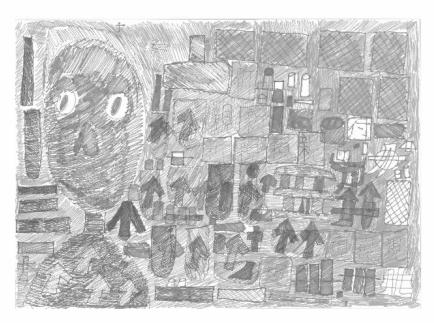
第 1 部

第2次久喜市障がい者計画



平成29(2017)年12月に開催された
*第8回埼玉県障害者アート企画展
「うふっ❤埼玉でこんなのみつけちゃった♪」出展作品
久喜市いちょうの木 新井 貴道さん



第1章 計画の策定にあたって

1 計画の趣旨

本市では、平成24 (2012) 年3月に、「久喜市障がい者計画・障がい福祉計画」 を策定し、基本理念である「ともに生き ともに暮らす 共生社会づくり」の実現を目 指して、さまざまな障がい者施策を推進してきました。

この間、国の法制度は大きな転換期を迎え、平成25 (2013)年4月に施行された「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(以下、「障害者総合支援法」という)では制度の谷間のない支援提供や、法に基づく支援が、地域社会における共生や社会的障壁の除去に資することを目的とする基本理念を掲げるなど、障がいのある人を取り巻く環境は大きく変化しています。

こうした動きのなか、平成26 (2014) 年度には、障害者総合支援法に基づき、 具体的な数値目標や、各年度における障害福祉サービス等の見込量を設定し、平成27 (2015) 年から平成29 (2017) 年までを計画期間とする「第4期久喜市障が い福祉計画」が策定されました。

これらの計画が平成29 (2017) 年度に計画期間を終了することから、障がい者施策を巡る最近の動向や、本市の障がい者・児を取り巻く現状、これまでの取り組みの成果と課題を踏まえ、今後の障がい者・児施策の方向性を定めるための新たな計画として、「第2次久喜市障がい者計画」と「第5期久喜市障がい福祉計画」、また今回新たに策定する「第1期久喜市障がい児福祉計画」を一体的な計画として策定することとしました。

2 計画の位置付け

(1) 法的な位置付け

「第2次久喜市障がい者計画」は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」に位置付けられ、本市の障がい者・児施策全般に係る総合的な計画です。また、「第5期久喜市障がい福祉計画」は、障害者総合支援法第88条第1項に基づく「市町村障害福祉計画」に位置付けられ、障害福祉サービスや地域生活支援事業の見込量や提供体制の確保に関する計画です。

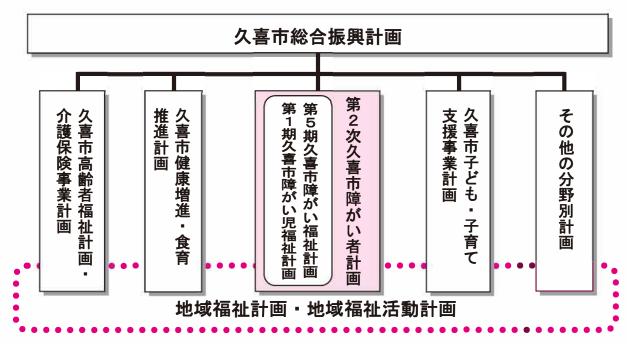
「第1期久喜市障がい児福祉計画」は、今回初めて策定される計画です。児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」に位置付けられ、障がい児への福祉サービスの見込量や提供体制の確保に関する計画であり、「市町村障害福祉計画」と一体のものとして作成することができるものとされています。

本計画は、これらの目的や特徴を踏まえ、各計画に必要な事項を盛り込みながら、本 市の障がい者・児施策を、関係各課と連携し、総合的に推進するための計画として、一 体的に策定するものです。



(2) 市の関連計画との関係

本計画は、「久喜市総合振興計画」の部門別計画であり、福祉分野の計画をはじめとする市のさまざまな計画と連携・整合を図りながら策定し、推進していきます。



3 計画の期間

「第2次久喜市障がい者計画」は、久喜市の障がい者・児施策に関する中・長期的な計画として、平成30(2018)年度から平成35(2023)年度までの6か年を計画期間とします。「第5期久喜市障がい福祉計画」及び「第1期久喜市障がい児福祉計画」は、それぞれの根拠法で定められた平成30(2018)年度から平成32(2020)年度の3か年を計画期間とします。

, , , ,	20) 十及り37-十七日 画列明としより。							
平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度			
(2018年度)	(2019年度)	(2020年度)	(2021年度)	(2022年度)	(2023年度)			
第 2 次久喜市障がい者計画 (平成 30 年度~平成 35 年度) (2018 年度~2023 年度)								
第5期久喜市障がい福祉計画 第1期久喜市障がい児福祉計画 平成30年度~平成32年度 (2018年度~2020年度)								



4 計画の対象

この計画の対象となる「障がい者」の定義については、障害者基本法等の法令の規定に基づき、身体障がい、知的障がい、精神障がい(発達障がい、高次脳機能障がいを含む)、難病等の心身の機能の障がいがある人のうち、障がいと社会的障壁により継続的に日常生活や社会生活に相当な制限を受ける状態にある人とします。

5 計画策定の背景と目的

(1)計画策定の背景

近年、我が国では、障害者権利条約(障害者の権利に関する条約)の批准や持続可能な障がい者・児福祉制度の確立を目指して、一連の法改正が行われてきました。その中で、障がい者・児をめぐる制度や支援のあり方にも、さまざまな変化が生じています。

①障害者権利条約の批准

平成18 (2006) 年に、国連総会において、障がいのある人の人権と基本的自由の享有の確保や、障がいのある人の尊厳の尊重の促進を目的とする「障害者の権利に関する条約(障害者権利条約)」が採択されました。我が国は、この条約に平成19 (2007) 年に署名し、それ以降、さまざまな国内法の整備を進め、平成26 (2014) 年1月に同条約を批准、2月に国内で発効しました。

【「障害者権利条約」の批准に向けた国内の法整備】

<u></u>	1 4 2 7 =
平成 18 (2006) 年 12 月	「障害者権利条約」が国連で採択
平成 19 (2007) 年 9 月	日本が「障害者権利条約」に署名
平成 23 (2011) 年 6 月	「障害者虐待防止法」の成立(平成24(2012)年10月施行)
平成 23 (2011) 年 7 月	「障害者基本法」の改正
平成 24 (2012) 年 6 月	「障害者自立支援法」が「障害者総合支援法」へ改正
平成 25 (2013) 年 6 月	「障害者差別解消法」の成立 (平成 28 (2016) 年4月施行)
平成 25 (2013) 午 6 月	「障害者雇用促進法」の改正
平成 26 (2014) 年 1 月	日本が「障害者権利条約」を批准

②障害者虐待防止法の成立

平成23(2011)年6月に、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)」が成立しました(平成24(2012)年10月施行)。この法律は、養護者や障がい者福祉施設従事者、使用者などによる障がいのある人への虐待を防止し、養護者に対する支援などを促進することで、障がいのある人の権利や利益を守ることを目的としています。虐待を受けたと思われる障がいのある人を発見した者に、速やかな通報を義務付けるとともに、虐待防止のための具体的なスキーム(枠組み)を定めています。



③障害者基本法の改正

平成23(2011)年7月に、障がいのある人の法律や制度について基本的な考え方を示す「障害者基本法」が、大幅に改正されました(平成23(2011)年8月施行)。

この改正で、法の目的を「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」としました。

また、障がいのある人の定義を「障害がある者であって、障害及び社会的障壁(障害がある者にとって障壁となるような事物、制度、慣行、観念その他一切のもの)により継続的に日常生活、社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」と定め、それまでの心身の障がいに起因するものとの考え方(個人モデル)から、障がいを作り出している社会の問題である(社会モデル)という考え方に改めました。

さらに、障がいのある人がない人と等しく基本的人権を有する個人として、尊厳にふさわしい生活を保障されることを前提とし、活動や生活、言語、その他の意思疎通等の手段についての選択の機会の確保が図られることが規定され、言語には手話が含まれることも明確になりました。

4 障害者総合支援法の改正

平成24(2012)年6月に、「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」として、改正されました(平成25(2013)年4月施行)。

「障害者総合支援法」では、障がいのある人の範囲に難病等が加えられ、難病等の **対象疾病に該当する方は、障害者手帳の所持の有無に関わらず、障害福祉サービス等 を利用できるようになりました。

また、これまでの「障害程度区分」が「障害支援区分」に改められ、区分が障がいの程度(重さ)ではなく、必要な支援の度合いを示すものであることが明確化されました。

さらに、重度訪問介護の対象が、それまでの重度の肢体不自由者に加え、重度の知的 障がいのある人や精神障がいのある人にも拡大されたほか、共同生活介護(ケアホーム) と共同生活援助(グループホーム)の一元化などが定められました。

また、「障害者総合支援法」は平成28 (2016) 年5月にも改正され、障がい者が 自ら望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援(「自立生 活援助」や「就労定着支援」などの創設)の充実や高齢障がい者による介護保険サービ スの円滑な利用を促進するための見直しなどが明記されました(平成30(2018) 年 4月施行)。

※障害福祉サービス等の対象となる疾病数は、平成25 (2013) 年4月から130 疾病としてきましたが、平成27 (2015) 年1月から151疾病に、平成27 (2015) 年7月から332疾病に、平成29 (2017) 年4月から358疾病に拡大されました。



5 障害者差別解消法の成立

平成25(2013)年6月に、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」が成立しました(平成28(2016) 年4月施行)。

この法律では、行政機関や民間事業者等における障がいのある人に対する不当な差別的取扱いの禁止や、合理的配慮の提供の義務化(民間事業者は努力義務)などが定められました。合理的配慮とは、社会的障壁の除去を必要としている人がいる場合であって、その障壁を除去するための負担が過重でない場合、除去に必要な対策を講じることをいいます。

⑥障害者雇用促進法の改正

平成25 (2013) 年6月に、「障害者の雇用の促進等に関する法律(障害者雇用促進法)」が改正され、雇用の分野における障がいを理由とする差別の禁止や、事業主に障がいのある人が職場で働くにあたっての合理的配慮の提供義務が定められました。

また、事業主に対し、雇用する障がいのある人からの苦情を自主的に解決することを努力義務とするとともに、平成30(2018)年度から法定雇用率の算定基礎に精神障がいのある人を加えることが規定されました。

【障がい者の法定雇用率】

	平成 25 (2013) 年	*平成 30 (2018) 年				
	4月から	4月から				
民間企業	2.0%	2.2%				
国・地方公共団体等	2.3%	2.5%				
都道府県等の教育委員会	2.2%	2.4%				

※平成33(2021)年4月までに、法定雇用率を更に0.1%引き上げる予定

7精神保健福祉法の改正

平成25(2013)年6月に、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」が改正され、保護者制度の廃止や医療保護入院の同意要件の変更、退院後生活環境相談員の選任の義務化などが規定されています(平成26(2014)年4月施行)。

8難病法の成立

平成26(2014)年5月に、「難病の患者に対する医療等に関する法律(難病法)」 が成立しました(平成27(2015)年1月施行)。

この法律では、指定難病に対して、医療費を助成する制度や難病の医療に関する研究の推進などについて定めています。

110疾病を医療費助成の対象疾病として制度が開始され、平成27 (2015)年7月には196疾病が追加され、306疾病が対象となり、さらに平成29 (2017)年4月から24疾病が追加され、330疾病が指定難病に指定されています。



9成年後見制度利用促進法の成立

平成28(2016)年4月に、「成年後見制度の利用の促進に関する法律(成年後見制度利用促進法)」が成立しました(平成28(2016)年5月施行)。

この法律では、地域住民の需要に応じた成年後見制度の利用の促進、地域における成年後見人等となる人材の確保、関係機関等における体制の充実・強化などが規定されました。

⑩発達障害者支援法の改正

平成28(2016)年5月に、「発達障害者支援法」が改正され、ライフステージを通じた切れ目のない支援、家族なども含めた細やかな支援、地域の身近な場所で受けられる支援などが規定されました(平成28(2016)年8月施行)。

⑪児童福祉法の改正

平成24(2012)年4月に、「児童福祉法」が改正され、障がいのある子どもへの 支援の拡充が図られました。

この改正では、身近な地域での支援が受けられるよう、それまで障がい種別に分かれて実施されていた障がい児施設(通所・入所)が一元化されました。

通所支援は、放課後・夏休みなどにおける生活能力向上のための訓練や居場所づくりを推進する「放課後等デイサービス」、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などを提供する「児童発達支援」や「医療型児童発達支援」、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を提供する「保育所等訪問支援」に改められました。

また、「児童福祉法」は平成28 (2016) 年5月にも改正され、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援(「居宅訪問型児童発達支援」の創設や、「保育所等訪問支援」の対象範囲を乳児院・児童養護施設の障がい児にも拡大等)の拡充が図られることになりました(平成30 (2018) 年4月施行)。

(2)計画策定の目的

本計画は、このような法制度の動向を踏まえ、久喜市における今後の障がい者・児施策のあるべき姿と具体的な施策の方向性を示すとともに、障がい者の地域生活や社会生活を支えるための障害福祉サービス等の一層の充実を図り、障がい児の健やかな成長と発達を支える障がい児支援を拡充することを目的として策定するものです。

